

医療受診者通院交通費助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、~~麓郷、布礼別、山部、東山~~等診療所が廃止となった地域（麓郷、布礼別、富丘、山部、東山、西達布、老節布、平沢）に居住する住民の、病気診断治療に要する通院交通費負担の軽減を図ることを目的とし、医療受診者通院交通費助成金を交付することに関し、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めることのほか必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、富良野市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録され、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 現に麓郷、布礼別及び富丘地域に居住し、別表1に掲げる医療機関に通院し病気診断又は治療を受ける者
- (2) 現に山部、東山、西達布、老節布及び平沢地域に居住し、別表2に掲げる医療機関に通院し病気診断又は治療を受ける者

(助成対象経費)

第3条 医療受診者通院交通費助成金の交付対象とする経費は、病気診断治療に要した往復の交通費とし、**以下に掲げる交通手段の利用によるものとする。**

(1) バス

現に居住する家の最寄りのバス停留所から別表1又は別表2に掲げるバス停留所までの定期路線バス**又はJR**の乗車賃相当額とする。~~自家用車を利用した場合は、定期路線バスの乗車運賃相当額とする。~~ただし、老節布及び平沢地域の居住者は東山停留所を、西達布地域のうち、あやめ、たちばな、すみれ、のぎく及びつつじ地区の居住者は、西達布停留所を最寄りのバス停留所とみなす。

(2) JR

山部駅と富良野駅間の乗車賃相当額

(3) タクシー

バス利用と同等の額

(4) 自家用車

別表3に掲げる距離に、別に定める1kmあたりの助成単価を乗じた額

(助成の上限)

第4条 助成は、前条の助成対象経費の8割以内とし、1月につき通院5回を上限とする。

(自己負担)

第5条 前条の規定により助成額を算出した結果、自己負担額が片道100円未満となる場合は、自己負担額が100円となるように助成額を減額する。

(助成金の交付申請)

~~第5条~~第6条 助成を受けようとする者は、次の関係書類を市長に提出するものとする。

- (1) 医療受診者通院交通費助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- (2) ~~通院証明書~~通院・交通手段確認書（第2号様式）

2 助成金の交付申請の提出時期は次のとおりとする。

- (1) 3月1日から4月末日までの通院分 5月10日まで
- (2) 5月1日から6月末日までの通院分 7月10日まで
- (3) 7月1日から8月末日までの通院分 9月10日まで
- (4) 9月1日から10月末日までの通院分 11月10日まで
- (5) 11月1日から12月末日までの通院分 1月10日まで

(6) 1月1日から2月末日までの通院分 3月10日まで
(交付の決定)

~~第6条~~第7条 市長は、助成金を交付することを決定したときは、市費補助金交付指令書
(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

~~第7条~~第8条 市長は医療受診者通院交通費助成金交付申請書兼実績報告書の提出があつたときは、内容を審査し、速やかに補助金を交付する。

(助成金の返還)

~~第8条~~第9条 市長は、偽りその他不正行為により助成を受けた者があるときは、その者から、当該助成金を受けた額の全部又は、一部を返還させることができる。

(その他)

~~第9条~~第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成10年2月9日制定)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 医療受診者バス運賃補助要綱は、廃止する。

附 則 (平成11年2月10日一部改正)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月1日一部改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月24日一部改正)

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月20日一部改正)

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月15日一部改正)

この要綱は、平成15年4月15日から施行し、平成15年3月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月9日一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日一部改正)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月1日一部改正)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日一部改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日一部改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日一部改正)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月1日一部改正)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

【麓郷線】

医 療 機 関	左の医療機関の 最寄りのバス停留所
かわむら整形外科医院、ふらの消化器・内科クリニック、 いんやく小児科クリニック、内海内科クリニック	フラノ・マルシェ前
ふらの西病院、かとう整形外科クリニック 渡部医院、北の峰病院	富良野駅
北海道社会事業協会富良野病院、はやし耳鼻咽喉科クリニック、ふらの皮膚科内科クリニック	富良野協会病院前

別表 2

【西達布線】

医 療 機 関	左の医療機関の 最寄りのバス停留所
かわむら整形外科医院、ふらの消化器・内科クリニック	フラノ・マルシェ前
いんやく小児科クリニック、内海内科クリニック	市場前、神社前
ふらの西病院、	西病院前
かとう整形外科クリニック、渡部医院	十字街
北の峰病院	富良野駅
北海道社会事業協会富良野病院、はやし耳鼻咽喉科クリニック、ふらの皮膚科内科クリニック	富良野協会病院前

別表 3

地 域	起 点	距離（片道）
麓郷	市役所 ⇄ 麓郷	1.6 km
布礼別・富丘	市役所 ⇄ 北一西布礼別	1.6 km
山部（北星）	市役所 ⇄ 山部北星	8 km
山部（南陽）	市役所 ⇄ 山部南陽	1.5 km
山部（その他）	市役所 ⇄ 山部市街地	1.2 km
東山	市役所 ⇄ 東山	1.9 km
西達布	市役所 ⇄ 西達布	2.6 km
老節布・平沢	市役所 ⇄ 老節布	2.2 km

※起点及び距離は、富良野市キロ程表を準用する。